

第 3 回 公的弁護制度検討会における論点（案）

1 被疑者に対する公的弁護制度の対象事件

(1) 選任請求権を与える事件の範囲

- ・ 身柄拘束の有無による限定
- ・ 罪名による限定
 - 法定合議事件，必要的弁護事件，その他
- ・ その他

(2) 職権による選任制度又は必要的選任制度の当否

なお，司法制度改革審議会意見書には，「障害者や少年など特に助力を必要とする者に対し格別の配慮を払うべきである。」と記載されている。

2 公的弁護制度の担い手である弁護士の確保方策

全国的に充実した弁護活動を提供しうる態勢の整備

連日的開廷による充実かつ集中した審理を実現するための弁護体制の整備

司法制度改革審議会意見書の関係する部分の記載

・ 上記機関（運営主体）は，制度運営について国民に対する責任を有し，全国的に充実した弁護活動を提供しうる態勢を整備すべきである。殊に，訴訟手続への新たな国民参加の制度の実効的实施を支えうる態勢を整備することが緊要である。そのためには，例えば，常勤弁護士の配置や，個々の弁護士又は弁護士法人との契約を行うことなどが考えられる。

(1) 常勤弁護士

ア 役割

- ・ どのような役割を期待した制度設計とすべきか
 例えば，連日的開廷による充実かつ集中した審理に対応するため
 弁護士偏在問題に対応するため
 特異重大事件に対応するため
 専門化により弁護活動を充実させるため

イ 勤務条件等

- ・ 給与と国選弁護報酬との関係
- ・ 国選事件以外の業務を行うことを認めるか

ウ 個々の弁護活動の自主性・独立性への配慮

(2) 契約弁護士（弁護士法人を含む）

ア 役割

- ・ どのような役割を期待した制度設計とすべきか
 例えば，連日的開廷による充実かつ集中した審理に対応するため
 弁護士偏在問題に対応するため
 特異重大事件に対応するため
 専門化により弁護活動を充実させるため

イ 契約内容

- ・ 受任が義務付けられる事件
 例えば，一定数の事件とするか，特別の種類の事件とするか
- ・ 契約金額（事件の受任を義務付けることへの対価）の算定方法，国選弁護報酬との関係

ウ 契約の履行を担保する方法

エ 個々の弁護活動の自主性・独立性への配慮

(3) その他の確保方策

(4) 常勤弁護士及び契約弁護士等の規模

弁護士会の取組をも踏まえた上での

ア 常勤弁護士及び契約弁護士等の役割分担

イ それぞれの必要とされる規模